11/5時点

新潟県

令和８年度 企業向け補助金等制度の概要

新潟県 産業労働部
令和８年11月

本資料は、更新時点で県が把握している情報をとりまとめたものであり、個別の補助事業などの詳細や募集状況については、各機関のホームページをご確認いただくほか、各連絡先までお問い合わせください。

目 次

□ **省力化**（中小企業省力化補助事業など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**3**
□ **新事業展開・販路開拓**（にいがた稼ぐ力強化支援事業など）・・・・・・・・**4**
□ **ものづくり連携**（ファクトリーブランド育成事業など）・・・・・・・・・・・・・・・・・**7**
□ **海外販路開拓**（海外商流構築支援事業など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**8**
□ **研究開発**（成長型中小企業等研究開発支援事業など）・・・・・・・・・・**10**
□ **起業・創業**（起業チャレンジ応援事業など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**11**
□ **事業承継**（事業承継・Ｍ＆Ａ支援事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**12**
□ **デジタル**（ＤＸ先端技術活用サービス等開発支援事業など）・・・・・・・・**13**
□ **脱炭素**（中小企業等原油・原材料価格等高騰対応設備導入緊急支援事業など）・・**15**
□ **立地支援**（未来創造産業立地促進補助金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**17**
□ **賃金引上げ**（キャリアアップ助成金など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**18**
□ **リスキリング**（人材開発支援助成金など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**21**
□ **キャリアアップ**（キャリアアップ助成金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**22**
□ **人材確保**（産業雇用安定助成金など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**23**
□ **働き方改革の推進**（男性の育児休業取得促進助成金など）・・・・・・・・**25**
□ **主な企業向け登録制度など**（にいがた防災ステーションなど）・・・・・・・・・**28**

省力化　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
経済産業省 **中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金** （Ｒ７補正予算） https://chukentou-seichotoushi-hojo.jp/ 詳細はこちら ※６次公募終了	中堅・中小・スタートアップ企業※が、持続的な賃上げを目的に ・足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上 ・事業規模の拡大 を図るために行う工場等の拠点新設や、大規模な設備投資に対して補助を行う。 ※常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等	－	1/3 **What's new** 「100億宣言」企業向けの申請類型が新設されました	50億円 ※投資下限額は20億円（100億宣言企業は15億円） ※コンソーシアム形式により参加企業の投資額合計が20億円以上（100億宣言企業は15億円以上）となる場合も対象 ＜**100億宣言**＞ 中小企業が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言する国の制度
中小企業庁 **中小企業省力化投資補助事業** （Ｒ７補正予算） https://shoryokuka.smrj.go.jp/ 詳細はこちら ※一般型 第９回公募 12月下旬〆（予定） （カタログ注文型は随時募集）	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対し、省力化投資を支援する。 **賃上げ要件** **【カタログ注文型】** ①事業場内最低賃金を3%以上増加させること ②給与支給総額を6%以上増加させること **【一般型】** **補助率** ・指定する一定期間において、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる月が３か月以上あること 補助上限額 ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	**カタログ注文型** 付加価値額向上や生産性向上に効果的な「汎用製品」を「カタログ」から選択・導入	1/2	・従業員数5名以下 500万円（750万円） ・従業員数6～20名 750万円（1,000万円） ・従業員数21名以上 1,000万円（1,500万円） ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内のとおり補助上限額引上げ
		一般型 個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援	中小企業：1/2または2/3※ ※1,500万円までは1/2 （賃上げ要件を達成した場合2/3） 1,500万円を超える部分は1/3 小規模・再生事業者※ 2/3 ※再生事業者： 中小企業活性化協議会等から支援を受け、再生計画等を「策定中」の者等	・従業員数5名以下 750万円（1,000万円） ・従業員数6～20名 1,500万円（2,000万円） ・従業員数21～50名 3,000万円（4,000万円） ・従業員数51～100名 5,000万円（6,500万円） ・従業員数101名以上 8,000万円（1億円） ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内のとおり補助上限額引上げ

※下線は新設・拡充

新事業展開・販路開拓　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	補助対象者・類型	補助率	補助上限額
中小企業庁 **中小企業成長加速化補助金** （Ｒ７補正予算） https://growth-100-oku.smrj.go.jp/ 詳細はこちら ※３次公募 11/12〆	賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援する。	売上高100億円を目指す中小企業 ※補助金公募の申請時までに補助事業者の100億宣言が100 億企業成長ポータルサイトに公表されていることが条件	1/2	5 億円
中小企業庁 **小規模事業者持続化補助金** （Ｒ７補正予算） https://matome.jizokukahojokin.info/ 詳細はこちら ※一般型： 20次公募　12/5〆 ※創業型： 4次公募　12/15〆	小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。	**一般型**	2/3 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者は3/4	50万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は補助上限額を50万円引上げ ※事業場内最低賃金を50 円以上引き上げる小規模事業者は補助上限額を150万円引上げ
		創業型	2/3	200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は補助上限額を50万円引上げ

※下線は新設・拡充

新事業展開・販路開拓　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
中小企業庁 **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金** NEW （Ｒ７補正予算） https://shinjigyou-monodukuri.smrj.go.jp/ 詳細はこちら ※第２回公募 11/2～12/25	中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を支援する。	**革新的新製品・サービス枠**	中小 1/2	従業員数１～５人 750万円（850万円） 従業員数６～20人 1,000万円（1,250万円） 従業員数21～50人 1,500万円（2,500万円） 従業員数51人以上 2,500万円（3,500万円） ※賃上げ特例、地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用
		新事業進出枠	小規模・再生事業者等 2/3	従業員数１～20人 2,500万円（3,000万円） 従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円） 従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円） 従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円） ※賃上げ特例、地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用
		グローバル枠		

※下線は新設・拡充

新事業展開・販路開拓　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
新潟県産業労働部 産業政策課 **にいがた稼ぐ力強化支援事業** NEW （R7.2月補正予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyorodo/kaseguchikara-bosyu.html 詳細はこちら ※公募終了	エネルギー価格・物価高騰等が長期化する中、地域経済の好循環長に意欲的な県内中小企業等が、持続的な賃上げに向けた稼ぐ力を強化するための設備投資や商品開発等を支援する。	**100億宣言枠** 以下の①及び②を満たすこと ①補助金の公募の申請時までに100億宣言が100億宣言ポータルサイトに公表されている又は100億宣言の申請を行っていること ②売上100億円達成に向けた事業計画を作成すること	2/3	2,500万円 ＜100億宣言＞ 中小企業が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言する国の制度 ※中小企業庁所管の中小企業成長加速化補助金の申請要件
		一般枠 以下の①及び②を満たすこと ①直近の決算期の売上高が10億円未満であること ②売上10億円達成に向けた事業計画を作成すること		1,500万円
新潟県産業労働部 地域産業振興課 **ビジネス変革応援事業** （R7.2月補正予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/r8bizinesumoderusaikoutiku.html 詳細はこちら ※公募終了	米国関税措置の影響や長引くエネルギー・原材料価格高騰を踏まえ、中小企業等が産業構造・経済社会活動の変化に対応するために行うDXや省人化・省力化、事業再構築に向けた取組を支援する。 **※売上高等減少要件** 2022年１月以降の任意の１か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019～2021年同月と比較して5%（ＤＸ対応枠、生産性向上枠の付加価値額の場合は10%）以上減少していること	**ビジネスモデル再構築枠** 新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等の取組により、新市場進出、新分野展開、事業・業種転換、事業再編や国内回帰の事業再構築に資する取組	2/3	100万円
		DX対応枠 DXに資する製品・サービスの開発や生産プロセス・サービス提供方法の改善等の取組	2/3	100万円
		生産性向上枠 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、人による作業に依存する業務を機械・システムで代替することで「省人化」「省力化」を図る取組	1/2	100万円

※下線は新設・拡充

企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
新潟県産業労働部 地域産業振興課 **ファクトリーブランド育成事業** （Ｒ８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/r8factory.html 詳細はこちら ※公募終了	複数の中小企業者及びブランドリーダーで構成される３者以上の企業グループによる、自社ブランドの企画から商品開発、販売戦略まで一貫した取組への支援を通じて、ＢtoＢからＢtoＣへの転換を促進し、県内企業の新たなブランド構築の立ち上げを支援する。	－	1/2	300万円
新潟県産業労働部 地域産業振興課 **企業連携プロジェクト創出事業** （Ｒ８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/r8-kigyorenkeiproject.html 詳細はこちら ※公募期間 R8.4.1～予算終了まで	新潟県内に本社を置き、県内の工業製品を製造する中小企業４者以上の企業グループが連携して取り組む販路開拓・拡大を支援する。	－	1/2	100万円 ※　サプライチェーン維持・強化に必要な中核企業が参画する場合は上限額を30万円加算 ＜**サプライチェーン維持・強化に必要な中核企業**＞ 地場産品の製造工程の一部を担う産地内の企業であって、当該企業が事業停止することで、地場産品の製造に支障が生じる又は品質の維持ができなくなるなど、地場産地内のサプラチェーンの維持に不可欠な企業

※下線は新設・拡充

海外販路開拓　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
中小企業庁 **ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金**（R6補正予算） https://portal.monodukuri-hojo.jp/ ※公募終了　詳細はこちら	中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。	**グローバル枠**	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3	3,000万円（3,100～4,000万円） ※大幅賃上げ特例 大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数規模に応じて補助上限額を（）内のとおり引上げ
NICO **海外商流構築支援事業** （R8当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/85136/ 詳細はこちら ※公募終了	新市場開拓に向けた調査や海外で開催される見本市等への出展、輸出向け商品開発、越境ＥＣへの参入等に要する経費の一部を助成する。	**市場調査** 販路が確立されていない諸外国・地域を対象に実施する海外市場調査（オンライン含む） **販路開拓** ・海外展示会等への出展 ・輸出向け商品開発・改良 ・輸出向け認証取得 ・越境ECサイト構築・制作等 **海外展開加速化** ・試食・試飲販売や現地での集客イベントの開催 ・海外ビジネス強化に向けた現地プロモーション	1/2	地域中核企業　300万円/年 中小企業　150万円/年 ※事業期間最大２年 海外商流構築支援事業の各類型の併用可 **<地域中核企業>** ①新潟県内に事業所を有すること ②県内企業５社以上に継続して、自社製品用部材等の発注実績を有すること ③直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が１億円以上、又は、直近決算３期中２期の発注額がそれぞれ１億円以上であること
NICO **海外展開トライアルサポート事業** （R8当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/85136/ 詳細はこちら ※公募終了	初めて海外での市場調査や見本市出展に取り組む際に要する経費の一部を助成する。 （利用回数：通算３回）	**市場調査** 現地に渡航し、実施する海外市場の調査 **販路開拓** 海外の見本市・展示会等への出展（オンライン含む）	1/2	50万円
NICO **中小企業等海外出願支援事業** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/86517/ 詳細はこちら ※公募終了	海外への事業展開等にあたり特許や商標等の海外出願に要する経費の一部を助成する。	**特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の出願** （出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等）	1/2	１企業当たり：300万円 １出願（案件）当たり ・特許　150万円 ・実用新案、意匠、商標 60万円 ・冒認対策商標　30万円

※下線は新設・拡充

海外販路開拓　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
NICO **海外ビジネスコーディネーター事業** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/30719/ 詳細はこちら 公募時期：随時	アジア、ヨーロッパ、アメリカの各地に配置している海外ビジネスコーディネーターにより、県内の中小企業の海外ビジネス展開等をサポートする。 【ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ設置国】 韓国、シンガポール（東南アジア）、中国、台湾、ベトナム、モンゴル、EU（ドイツ）、イギリス、アメリカ、カナダ	県内に事業所を有する中小企業および大学 【ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの業務内容】 ①現地企業や機関への訪問・面談アレンジ ②現地情報の収集・提供 ③現地バイヤーの紹介（リストアップ） ④現地アテンド（現地事情のレクチャー、同行訪問 等） ⑤見本市・商談会のサポート	利用無料	
NICO **海外ビジネスアドバイザーによる個別相談** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/31044/ 詳細はこちら 公募時期：随時	効果的な海外展開を実現するために、国際ビジネスに精通した専門家が海外展開に関する様々な相談に対応する。	－	利用無料	

※下線は新設・拡充

研究開発　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	補助対象者	補助率	補助上限額
中小企業庁 **成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）** （Ｒ８当初予算） https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/260216001.html 詳細はこちら ※公募終了	中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大３年間支援する（旧サポイン事業及びサビサポ事業）。	○中小企業者等を中心とした共同体 ※特定ものづくり基盤技術である12技術分野（デザイン開発、情報処理、精密加工、製造環境、接合・実装、立体造形、表面処理、機械制御、複合・新機能材料、材料製造プロセス、バイオ、測定計測）及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等	中小企業者等：2/3 （課税所得15億円以上の中小企業等は1/2） ※共同体構成機関の補助率は条件により異なる	〈通常枠〉 単年度　4,500万円 ２年度合計　7,500万円 ３年度合計　9,750万円 〈大型研究開発枠〉 単年度　1億円 ２年度合計　2億円 ３年度合計　3億円 **What's new** ＜大型研究開発枠＞ 直近３か年連続して研究開発を行い、かつ１億円以上の研究開発費を投じた年度のあることが要件です。
NICO **トップランナー挑戦支援事業** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/85097/ 詳細はこちら ※公募終了	企業、大学・試験研究機関等とのオープンイノベーションによる共創や、脱炭素化、デジタル技術、新素材技術、防災・インフラ開発等に資する取組に対し、調査段階から試作開発までに要する経費の一部を助成する。 ※事業期間：交付決定日からR9年2月末日まで	**技術・製品開発支援タイプ** 新規性の高い技術等の開発や、独自の技術・アイデア等を基にした、従来にない画期的な製品開発などによる、高付加価値化を図る取組への支援 **研究開発支援タイプ** 大学・試験研究機関等と共同事業体を組織し、事業終了後に国等の競争的資金を活用した研究開発を行い、事業化を図る取組への支援	1/2	500万円

※下線は新設・拡充

起業・創業　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	補助対象者	補助率	補助上限額
NICO 起業チャレンジ応援事業 （Ｒ７補正予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/86373/ 詳細はこちら ※公募終了	県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業を新たに立ち上げる創業予定者に対し、起業に必要な経費の一部を助成する。 （デジタル技術※を事業において活用していることが条件） ※キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売、SNSやWebサイトでの情報発信など	県内での創業予定者	1/2	200万円
NICO **U・I**ターン創業応援事業 （Ｒ７補正予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/86447/ 詳細はこちら ※公募終了		県内での創業予定者 ※U・Iターンにより県内に移住する方、進学を契機に県内に在住している県外出身の学生等	1/2	200万円
NICO **ベンチャー企業創出事業** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/87017/ 詳細はこちら ※公募終了	独創的な技術やアイデアをもとに行う、県内での新規創業や創業後間もない県内中小企業が取り組む第二創業に対し、事業に必要な経費の一部を助成する。	県内での創業・第二創業予定者、県内に本社があり、決算５期を終えていない中小企業者	2/3	500万円

※下線は新設・拡充

事業承継　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
中小企業庁 **事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）** （R７補正予算） https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/ 詳細はこちら ※公募終了	事業承継・M＆Aに際し、設備投資等や、M＆A・PMIの専門家活用費用等を支援する。 ※PMI （ポスト・マージャー・インテグレーション） M&A成立後の統合プロセス	**事業承継促進枠**	中小企業者等：1/2 （小規模事業者は2/3）	800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引上げ
		専門家活用枠	・買手支援類型：1/3～2/3 ・売手支援類型：1/2～2/3 ・100億企業特例：1/3～1/2	・買手支援類型： 600～800万円、2,000万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請をする場合、200万円を加算 ※100億企業要件を満たす場合、補助上限を2,000万円に引上げ ・売手支援類型： 600～800万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請をする場合、200万円を加算 ・100億企業特例 2000万円 ※DD(デュー・ディリジェンス) 対象企業の法務や財務状況等を精査するため、買い手が専門家に依頼して実施する調査
		PMI推進枠	・PMI専門家活用類型：1/2 ・事業統合投資類型：1/2 （小規模事業者は2/3）	・PMI専門家活用類型： 150万円 ・事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引上げ
		廃業・再チャレンジ枠	1/2～2/3	300万円

※下線は新設・拡充

デジタル　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
中小企業庁 **中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）** （Ｒ７補正予算） https://it-shien.smrj.go.jp/ 詳細はこちら ※公募終了	中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進等に向けたITツール等の導入を支援する。 ※対象となるITツールは左記HPにて公開されているもの	**通常枠** ITツールの業務領域が１～３	中小企業 1/2 （最低賃金近傍の事業者：2/3）	5万円～450万円
		インボイス枠（インボイス対応類型）	・ITﾂｰﾙの補助額が50万円以下:3/4 （小規模事業者4/5） ・ITツールの補助額が50万円超350万円以下 :2/3 ・PC・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等、ﾚｼﾞ・券売機等:1/2	・ITﾂｰﾙ ：350万円 （ITﾂｰﾙが保有する機能が1機能のみの場合：50万円） ・PC・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等：10万円 ・ﾚｼﾞ・券売機等：20万円
		インボイス枠（電子取引類型）	中小企業：2/3 大企業 ：1/2	350万円
		セキュリティ対策推進枠	1/2（小規模事業者：2/3）	5万円～150万円
		複数者連携デジタル化・AI導入枠	・基盤導入経費：ｲﾝﾎﾞｲｽ対応類型の補助額と同等 ・消費動向等分析経費：2/3以内 ・事務費・専門家経費：2/3以内	・基盤導入経費：ｲﾝﾎﾞｲｽ対応類型の補助額と同等 ・消費動向分析経費：50万円×ｸﾞﾙｰﾌﾟ構成員数 ・事務費・専門家経費：200万円
NICO **DX総合相談窓口** https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/74017/ 詳細はこちら 受付時期：随時	DXコンシェルジュが、企業からのデジタル導入等に関する相談を受け、課題を整理し、最適な解決策を提案する。	－	利用無料	

※下線は新設・拡充

デジタル　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	概要	補助対象者	補助率	補助上限額
NICO **DX先端技術活用サービス等開発支援事業** （Ｒ８当初予算） https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/85795/ 詳細はこちら ※公募終了	県内企業による、生成ＡＩやドローンなどの先端技術を活用した革新的な製品・サービス等の開発を支援する。	県内中小企業	1/2	200万円
新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 **AI活用推進ラボ事業補助金** NEW （R7.2月補正予算） https://niigata-ai.jp/subsidy 詳細はこちら ※公募終了	物価高騰等の影響を受ける県内中小企業等の生産性や企業価値向上のため、ＡＩ開発者による新たな商品・サービスの開発・実証を支援する。	・県内外のＡＩ開発者 ・補助事業のために結成された共同提案体（代表者はＡＩ開発者であること）	1/2	1,000万円

※下線は新設・拡充

脱炭素（省エネ）　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 **中小企業等原油・原材料価格等高騰対応設備導入緊急支援事業** （R7.2月補正予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/kakakukoutoushien.html ※公募終了	商品・サービスの生産・提供プロセスにおける、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替えを支援する。 ※売上高等減少要件 2022年１月以降の任意の１か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019～2021年同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していることが要件	商品・サービスの生産・提供プロセスにおける省エネ設備への切り替え	2/3	133.3万円
新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 **再生可能エネルギー設備導入促進事業** （R８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1356915935143.html ※公募終了	県内企業の再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、再生可能エネルギー設備の導入を支援する。 ※FIT・FIP制度、電気事業者との売電契約を目的とする設備は対象外 ※蓄電池の単独設置は対象外 ※自家消費効果の報告義務あり（３年間の再エネ発電量、電力料金等）	**風力発電**（5kw以上）	**1/4**	**800万円**
		風力以外の発電設備 バイオマス：5kw以上 水力　　：5kw～1,000kw ※太陽光は対象外	1/3	500万円
		蓄電設備	1/3	146万円
		再エネ熱設備 （太陽熱、温度差エネルギー、雪氷熱、地中熱）	1/3	500万円
新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 **地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業** （R８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/chiikijunkanenekeisei.html ※公募終了	県内に事業所を有する団体や事業者等が脱炭素分野への新規参入や地域のエネルギー資源を活用し、地域における循環型再生可能エネルギー利用を推進する取組を支援する。	**新規参入・研究開発(R/D)** 再生可能エネルギー等分野産業参入に向けた研究開発、実証試験又は調査	1/2	500万円 ※下線は新設・拡充

脱炭素（EV等導入）　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
経済産業省 **クリーンエネルギー自動車導入促進補助金** （Ｒ７補正予算） https://www.cev-pc.or.jp/ ※R8.4.1～	導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。	―	定額	―
経済産業省 **クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金** （Ｒ７補正予算） https://www.cev-pc.or.jp/ ※一部申請受付中	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。	**充電設備整備事業等**	定額、1/2等	―

※下線は新設・拡充

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
新潟県産業労働部 産業立地課 **未来創造産業立地促進補助金** （Ｒ８当初予算） <製造業等立地支援型> https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/miraihojokin-it.html 詳細はこちら ※随時募集	高い付加価値と魅力ある雇用の場を創出する企業立地を促進するため、県内拠点の新・増設等の費用の一部を補助する。	**製造業等立地支援型** 事業開始後１年以内に事業開始前と比較して２億円以上付加価値額が増加	(1)事業拠点設置（基礎支援） ①新設：建物を含む投下償却資産額の10% ②増設：建物を除く投下償却資産額の5% ※①②いずれも5億円超の場合に限る ③生産設備の賃借料の1/2（１年間） ④事業所、雇用確保に必要な施設賃借料の1/2（１年間）	(1)事業拠点設置 新設の場合：8億円 増設の場合：2億円
			(2)体制整備（上乗支援） ①人材確保等年間経費の1/2（１年間） ※新卒、U・Iターンに限る ②新規雇用者（正規）等の月額給与の1/2（１年間）	(2)体制整備：1億円 ※働き方改革企業は1億円加算（健康経営優良法人認定、健康経営銘柄、ホワイト企業認定、安全衛生優良企業認定（ホワイトマーク）、プラチナえるぼし認定、なでしこ銘柄、プラチナくるみん認定）
新潟県産業労働部 産業立地課 **IT企業オフィス開設支援事業** （R7.2月補正予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/itofficekaisetsu.html 詳細はこちら ※随時募集	魅力ある雇用の場の創出を図るため、本県進出時に必要な初期投資費用を支援し、ＩＴ関連企業の立地を促進する。	－	下記の補助対象経費の1/2以内 ①対象事業所に係る内装工事費 ②対象事業所に係る什器類・機器等購入費 ③対象事業所に係る事務所関連の運送費	1,500万円

※下線は新設・拡充

賃金引上げ　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限額
厚生労働省 **最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金** （Ｒ７補正予算） （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html 詳細はこちら ※公募終了	生産性向上に資する設備投資などを実施し、業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。 〈助成対象〉 ①中小企業・小規模事業者 ②事業場内最低賃金がR8年度地域別最低賃金額未満まで	－	事業場内最低賃金 1,050円未満　4/5 1,050円以上　3/4	下表のとおり

引き上げる労働者の数	引上げ額		
	50円	70円	90円
１人	30万円（ 40万円）	40万円（ 50万円）	90万円（100万円）
２～３人	40万円（ 70万円）	50万円（100万円）	150万円（240万円）
４～５人	70万円	130万円	270万円
６～７人	90万円	180万円	360万円
８人以上	110万円	230万円	450万円
10人以上（※１）	130万円	300万円	600万円

※１）引上げ労働者数10人以上の上限額は、一定の要件を満たした場合に適用
※２）「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

※下線は新設・拡充

企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	支給額		
厚生労働省 **キャリアアップ助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html 詳細はこちら ※随時募集	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する。 **What's new** 短時間労働者労働時間延長支援コース 年収の壁への対応として、パートタイム労働者の労働時間延長に向けた支援が強化されました。	**賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を３％以上増額改定し、その規定を適用	①３％以上４％未満	１人当たり 中小企業 4万円 大企業　2万6千円	＜加算措置＞ ①「職務評価」の活用により実施 １事業所当たり 中小企業 20万円 大企業　15万円 ②「昇給制度」を新たに設けた場合 １事業所当たり 中小企業 20万円 大企業　15万円 ※１事業所当たり１回のみ
			②４％以上５％未満	１人当たり 中小企業 5万円 大企業　3万3千円	
			③５％以上６％未満	１人当たり 中小企業 6万5千円 大企業　4万3千円	
			④６％以上	１人当たり 中小企業 7万円 大企業　4万6千円	
		賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	中小企業 60万円 大企業　45万円		
		賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	賞与又は退職金制度いずれかを導入 中小企業　40万円 大企業　30万円	＜加算措置＞ 両方を同時に導入した場合 中小企業　16万8千円 大企業　12万6千円	
		短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり５時間以上等）を実施 また、更なる処遇改善に向けた２年目の取組の実施	小規模事業所　75万円 中小企業　60万円 大企業　45万円 ※１～２年目までの各要件を全て満たした場合の２年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象		

※下線は新設・拡充

賃金引上げ　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率 ※控除上限額は法人税額等の20%	上乗せ要件（注）
経済産業省 **賃上げ促進税制** （Ｒ８税制改正） <~~全企業~~中堅企業向け> https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6_chinagesokushinzeisei.html 詳細はこちら ＜中小企業向け＞ https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html 詳細はこちら	企業が前年度より従業員の給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる。	**中堅企業向け** 青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 ※資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要 ※令和９年３月31日（令和８年４月１日以後開始事業年度）をもって廃止	＋４％	10％	プラチナくるみん以上 または えるぼし三段階目以上を取得 ⇒税額控除率を５％上乗せ
			＋５％	15％	
			＋６％	25％	
		中小企業向け 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金１億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主	＋１．５％	15％	くるみん以上 または えるぼし二段階目以上を取得 ⇒税額控除率を５％上乗せ
			＋２．５％	30％	

（注）上乗せ要件の対象となる各認定の取得時期について

プラチナくるみん **プラチナくるみんプラス** **プラチナえるぼし**	適用事業年度終了日時点で認定を取得していること
くるみん **くるみんプラス** **えるぼし（２～３段階目）**	適用事業年度内に認定を取得していること ※くるみん、くるみんプラスは令和４年４月１日以降の基準を満たした認定を取得した場合に限る

※下線は新設・拡充

リスキリング　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	経費助成率	賃金助成額等
厚生労働省 **人材開発支援助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html 詳細はこちら ※随時募集	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。 ※一部のコースにおいて、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率や賃金助成額等を加算	**事業展開等リスキリング支援コース**	中小75％・大企業60％	中小企業 1,000円/時・人 大企業　500円/時・人
		人への投資促進コース		
		高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	①デジタル 中小75％・大企業60％ ②成長分野 75％	①デジタル（円/時・人） 中小1,000円・大企業500円 ②成長分野（国内大学院） 1,000円/時・人
		情報技術分野認定実習併用職業訓練 （OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）	中小60％・大企業45％	〈OFF-JT（円/時・人）〉 中小 800円・大企業 400円 〈OJT（/人）〉 最低６か月 中小20万円・大企業11万円
		定額制訓練	中小60％・ 大企業45％	―
		自発的職業能力開発訓練	45％	―
		長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇・短時間勤務等制度導入助成 20万円	有給時賃金助成 中小企業 1,000円/時・人 大企業　800円/時・人
		教育訓練休暇等付与コース 有給教育訓練休暇制度（３年間で５日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	制度導入助成 30万円	
		人材育成支援コース		
		OFF-JT訓練 （人材育成訓練）	正規雇用 中小45％・大企業30％ 非正規雇用　70％	〈OFF-JT（/時・人）〉 中小企業 800円 大企業　400円
		OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練 ①中核人材を育てるための訓練 ②非正規の正社員化を目指して実施する訓練	〈OFF-JT〉 ①中小45%・大企業30% ② 75％	〈OFF-JT〉同上 〈OJT（/人）〉 ①最低６か月 中小20万円・大企業11万円 ②最低２か月 中小10万円・大企業9万円

※下線は新設・拡充

キャリアアップ　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	支給額	加算措置
厚生労働省 **キャリアアップ助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html 詳細はこちら ※随時募集	就業規則等に規定した制度に基づき、非正規雇用労働者を正社員（多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む）転換又は直接雇用した場合に助成する。 ※対象となる有期雇用労働者の雇用期間を「６か月以上３年以内」から「６か月以上５年以内」に緩和（５年超の者は無期雇用労働者とみなす） **What's new** 非正規雇用労働者の情報開示加算 非正規雇用労働者に関する情報開示を行った事業所への新たな加算制度ができました。	**正社員化コース**	①有期→正規 １人当たり 【重点支援対象者】 ２期（12か月）合計 中小企業 80万円 大企業　60万円 【上記以外の者】 １期（6か月） 中小企業 40万円 大企業　30万円 ②無期→正規 １人当たり 【重点支援対象者】 ２期（12か月）合計 中小企業 40万円 大企業　30万円 【上記以外の者】 １期（6か月） 中小企業 20万円 大企業　15万円 重点支援対象者とは、 ①雇入れから3年以上の者。 ②雇入れから3年未満の場合は過去5年間に正社員であった期間が1年以下、かつ過去1年間に正社員雇用されていない者。 ③派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者。	正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合加算 １事業所当たり 中小企業 20万円 大企業　15万円 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合加算 １事業所当たり 中小企業 40万円 大企業　30万円 非正規雇用労働者の情報開示加算 NEW １事業所当たり 中小企業 20万円 大企業　15万円

※下線は新設・拡充

人材確保　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	助成額
厚生労働省 **産業雇用安定助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenkeijinzaikakuhotou_00001.html 詳細はこちら ※随時募集	景気の変動、産業構造の変化などで事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上等に資する取組等に必要な新たな人材を雇い入れた場合に、当該事業主に対して人材に係る賃金の一部を助成する。	**産業連携人材確保等支援コース** 【対象事業主】 中小企業庁の事業再構築補助金又はものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の一部の枠において採択され、交付決定を受けていること 【助成要件】 労働者の雇用を確保した上で、生産性向上等に必要なスキル等を保有する労働者（専門的な知識等を有する350万円以上の賃金が支払われる者）を、常時雇用する労働者として雇い入れること	中小企業 250万円 （６か月ごとに125万円×２期） 大企業　180万円 （６か月ごとに90万円×２期） ※一事業主あたり５人までの支給に限る ※雇い入れから６か月を支給対象期の第１期、次の６か月を第２期として、６か月ごとに２回に分けて支給
厚生労働省 **産業雇用安定助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html 詳細はこちら ※随時募集	労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、当該出向（※１）から復帰した際の賃金を出向前と比較して５％（※２）以上上昇させる出向元事業主及び出向先事業主に対して助成する。 （※１）１か月以上2年以内の出向に限る （※２）労働者の出向復帰後６か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも５％以上上昇	**スキルアップ支援コース** 【対象】 出向元事業主、出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給対象外） 【助成要件】 出向元事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成（助成対象期間は最長12か月）	助成率　中小企業　２／３ 大企業　１／２ 助成額 ・出向元事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元事業主が負担した額×助成率 ・出向先事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率上限額 １人１日あたり上限額8,870円 １事業所1年度あたり1,000万円まで
新潟県産業労働部 雇用能力開発課 **外国人労働者日本語学習支援補助金** （Ｒ８当初予算） 公募時期:4月～随時	受入企業が行う日本語学習支援に要する経費を助成する。	**事業主向け** 【支給要件】 ・補助対象：県内中小企業 （県内に事業所を有し、常時雇用労働者300人以下の企業）	補助率　：1/2 補助上限額：50万円

※下線は新設・拡充

人材確保　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	助成額
新潟県産業労働部 雇用能力開発課 **外国人材受入・定着支援事業補助金** （Ｒ８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/31505202.html 詳細はこちら ※受付終了（予算上限に達したため）	受入企業が行う外国人材の長期定着に向けたモデル的な取組に要する経費を助成する。 【補助対象例】 ・特定技能取得に必要な試験対策等に要する経費 ・住居確保や通勤サポートに要する経費 ・外国人同士のコミュニティづくりに要する経費 ・宗教・文化・生活習慣等の違いへの対応に要する経費　等	**事業主向け** 【支給要件】 ・補助対象：県内中小企業 （県内に事業所を有し、常時雇用労働者300人以下の企業）	補助率　　：1/2 補助上限額：100万円
新潟県産業労働部 雇用能力開発課 **若手社員社外ネットワーク構築支援事業補助金** （Ｒ８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/07434010001.html 詳細はこちら 受付時期:4月～随時	中小企業の若手社員が企業の垣根を越えて交流する研修会等の開催に要する経費を補助する。	― ＜補助対象＞ 補助対象：市町村、商工団体、金融機関 など	補助率　　：1/2 補助上限額：20万円

※下線は新設・拡充

企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	支給額
新潟県産業労働部 しごと定住促進課 **男性の育児休業取得促進助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html 詳細はこちら ４.１募集開始	男性の育児休業取得促進に取り組む事業主を支援する。 **What's new** 支給額が一律25万円から最大30万円に拡充されました。	**事業主向け** 【支給要件】 ・代替業務に対応した従業員への応援手当制度を就業規則等に新たに規定し、当該申請にかかる育児休業（通算14日以上・分割取得可）に利用すること ・平成29年度以降、旧制度での支給実績も含め、利用がないこと	休業期間が通算14日以上、29日未満の場合 25万円支給 休業期間が通算29日以上の場合 30万円支給

※下線は新設・拡充

働き方改革の推進　企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	支給額		
厚生労働省 **両立支援等助成金** （Ｒ８当初予算） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 詳細はこちら **What's new** 育休中等業務代替支援コース ①加算措置が拡充されました。 ②新規雇用の場合の最大助成額が拡充されました。 ※随時募集	働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む中小企業(※)事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。 ※中小企業の範囲については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。	**出生時両立支援コース** 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する育児休業を取得した場合、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成する。 ※支給額欄②については常時雇用する労働者が300人以下の事業主まで対象を拡大	①男性の育児休業取得 対象労働者が子の出生後８週間以内に開始	１人目：20万円 ２人目～３人目：10万円	＜加算措置＞ １人目で雇用環境整備措置を４つ以上実施した場合10万円加算
			②男性育休取得率の上昇等 申請年度を基準とし、男性育休取得率が30ポイント以上上昇し、50％となった場合等	60万円	＜加算措置＞ 第２種申請時にプラチナくるみん 認定事業主であった場合 15万円加算
		育児休業等支援コース 「育休復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組を行った場合に助成する。	①育休取得時　30万円　※無期雇用者、有期雇用労働者各１人まで		
			②職場復帰時　30万円　※無期雇用者、有期雇用労働者各１人まで		
		育休中等業務代替支援コース 育児休業取得者や、育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成する。 ※支給額欄①②については労働者数の要件なし ※支給額欄③については常時雇用する労働者が300人以下の事業主まで対象を拡大	①育児休業中の手当支給（最大260万円） ・業務体制整備経費：最大20万円 ・業務代替手当：支給額の3/4		＜加算措置＞ プラチナくるみん認定事業者は①③を割増 ①育児休業中の手当支給業務手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用代替期間に応じた支給額を割増　最大99万円 ・最短７日以上：11万円 ・最長１年以上：99万円 育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合①～③に10万円加算
			②短時間勤務中の手当支給（最大128万円） ・業務体制整備経費：最大20万円 ・業務代替手当：支給額3/4		
			③育児休業中の新規雇用（最大81万円） ・代替期間に応じ支給 最短：７日以上：9万円 最長：１年以上：81万円		

※下線は新設・拡充

企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	支給額		
What's new 柔軟な働き方選択制度等支援コース 介護離職防止支援コース 加算措置/加算額が拡充されました。		**柔軟な働き方選択制度等支援コース** 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等に助成する。 ＜**柔軟な働き方を可能とする制度例**＞ ・フレックスタイム制度、時差出勤制度 ・育児のためのテレワーク ・短時間勤務制度　など	・制度を３つ導入し、対象者が制度利用　：20万円 ・制度を４つ以上導入し、対象者が利用　：25万円 ・子の看護休暇制度有給化支援制度導入時：30万円		・障害や医療的ケアを要する子を持つ労働者を対象に、制度利用期間を子が18歳になる年度末まで引き上げた場合：20万円加算 NEW ・対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合：20万円加算
		介護離職防止支援コース 「仕事と介護の両立支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合、就業と介護の両立に資する制度を導入し、利用者が生じた場合等に助成する。	①休業取得・復帰 ※５日以上取得 （　）は15日以上取得	40万円（60万円）	<加算措置> ・環境整備加算 10万円加算 （雇用環境整備措置を４つ全て実施した場合） ・対象者が有期雇用労働者の場合は10万円加算 NEW
			②介護両立支援制度 ※20日以上利用 （　）は60日以上利用	制度１つ導入し、対象者が制度を１つ利用 20万円（30万円） 制度２つ以上導入し、対象者が制度を１つ利用25万円（40万円）	
			③業務代替支援 ※５日以上利用 （　）は15日以上取得・利用	介護休業中の新規雇用等 20万円（30万円） 介護休業中の手当支給等 ５万円（10万円） 短時間勤務中の手当支給等３万円（※15日以上利用の場合のみ）	
			④介護休暇制度有給化支援 NEW	制度導入時30万円 NEW （50万円） ※（　）は10日以上の場合	
		＜各コース共通加算＞ 育児休業等に関する情報公表加算 申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、２万円加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※出生時両立支援コース（第２種）、介護離職防止支援コース以外が対象。各コースごと１回限り。			

※随時募集

※下線は新設・拡充

主な企業向け登録制度など

【にいがた防災ステーション】（県・産業労働部 創業・イノベーション推進課）

- 新潟県が進める産学官連携による防災産業のクラスター形成により、防災に係る新しいプロジェクトやイノベーションを創出するプラットホーム。様々な研究活動の促進、情報集約・共有をはかることで、新潟県全体の防災・災害支援力、産業の強化を目指す。
- R8.2末時点登録企業・団体数 241
- にいがた防災ステーションHP: https://niigatabousai.jp/about/

【パートナーシップ構築宣言】（経済産業省）

- 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で、次の2点を宣言するもの。
 （1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
 （2）企業間の望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守
- 国、県の補助金申請についてインセンティブあり（申請要件、審査時加点）
- R8.11.5時点新潟県内登録企業数 3,029社
- 県HP：https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/kakakutenka-torikumi.html
- パートナーシップ構築宣言ポータルサイト：https://www.biz-partnership.jp/

主な企業向け登録制度など

【新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful（ニーフル））】

（県・知事政策局 政策企画課）

- 多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業を認定し、魅力ある職場環境づくり及び女性活躍を推進する。
 ※「ハッピー・パートナー企業登録制度」は、令和8年3月31日をもって廃止
- 仕事と育児の両立支援、働き方改革、女性活躍など12項目の達成状況により、2段階で認定（実践企業、実践企業（ゴールド認定））
- 女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金等の対象となるほか、えるぼし・くるみん認定取得に向けたアドバイザーの派遣、県建設工事入札参加資格審査の加点などが受けられる。
- R8. 10.30時点新潟県内認定企業数 958社
- 新潟県HP：https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/hatarakikata-jyosei.html

【えるぼし認定】（厚生労働省）

- 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であると厚生労働大臣が認定した企業で、採用、継続就業、労働時間等の働き方、女性の管理職比率、多様なキャリアコースの5つの評価項目などについて一定の要件を満たす企業が対象（5つの評価項目の基準のすべてを満たす場合は3段階目、3又は4つを満たす場合2段階目、1又は2つを満たす場合1段階目）。
- また、えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合、プラチナえるぼし認定を受けることができる。
- R8. 10.23時点新潟県内認定企業数 115社
- 新潟労働局HP:https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119310/_119314/_119366.htm

主な企業向け登録制度など

【くるみん認定】（厚生労働省）

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画策定届」を都道府県労働局に提出し、計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けられる（基準に応じ、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの3段階）。
- 令和4年4月1日から、新たに不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度である「プラス」が創設。
- R8.10.23時点新潟県内認定企業数 139社
- 新潟労働局HP:https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119310/_119314/_119367.html

【にいがた健康経営推進企業】（県・福祉保健部 健康づくり支援課）

- 働く世代の健康づくりの促進を図る従業員やその家族の健康づくりに積極的に取り組む企業等を「にいがた健康経営推進企業」として登録する制度。登録されると県建設工事入札参加資格の加点や、県主催の就活イベント参加選考時の優遇措置などが受けられる。
- 健康経営の取組が優れた企業等を認定するランクアップ制度「にいがた健康経営推進企業マスター」があり、認定企業は知事表彰への応募資格を得る。
- R8.10.20時点　新潟県内登録事業所数2,566事業所
- 県HP：https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/1356922556747.html

主な企業向け登録制度など

【ユースエール認定】（厚生労働省）

・　若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度。

・　認定を受けることで、新潟労働局・ハローワークによる重点的な企業PR、若者雇用促進総合サイトへの掲載、自社広告・商品に認定マークを使用できるなどの支援により、自社の魅力を広くアピールすることができ、企業のイメージ向上や優秀な若手人材の確保が期待される。

認定マーク



エールベア
（認定マスコット）



・　R8.10.26時点の新潟県内登録企業数：129社

・　新潟労働局HP:　https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/youthyell_001.html

・　若者雇用促進総合サイト：https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action

【もにす認定】（厚生労働省）

・　障害者の雇用促進や職場定着に関する取組などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

・　認定を受けることで、自社の商品・広告などに認定マークを使用することができ、日本政策金融公庫の低利融資の対象となるほか、新潟労働局ホームページへの掲載など周知広報の対象となるなどのメリットがある。認定企業が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域における障害者雇用の一層の推進が期待される。

・　R8.2末時点の新潟県内登録企業数：23社



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

・　新潟労働局HP：　https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/niigatamonisu_00009.html

主な企業向け登録制度など

【スマイル・カンパニー制度】（県・産業労働部 雇用能力開発課）

・　障害者の雇用の促進と安定を図るため、多数の障害者を雇用する事業所から物品又は役務の調達を積極的に行う制度。登録されると、県の物品又は役務の調達において優先的な取扱いを受けることができる。

・　R8.7末時点登録企業数 10社

・　県HP：https://www.pref.niigata.lg.jp/site/koyou/1217354460378.html

※　その他、県の表彰・認定制度等についてはこちら↓もご覧ください。
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kouhou/commendation.html